

太陽光発電からの余剰電力購入料金単価表
〔高圧・特別高圧〕

「太陽光発電からの余剰電力受給に関する契約要綱〔高圧・特別高圧〕16（料金の算定）における購入料金単価は、以下のとおりです。

【購入料金単価】

購入料金単価は、「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」（平成 21 年 8 月 28 日施行）および同法に基づく経済産業大臣告示（平成 23 年 3 月 30 日）により、定められた単価といたします。

（消費税等相当額を含みます。）

1 太陽光発電設備単独の場合

| | | |
|-------------------------|--|-----------|
| 受給電力量 1キロワット時 につき | 国から新エネルギー導入加速化支援対策費補助金を受給していないことおよび平成 23 年度中に当該太陽光発電設備が新たに設置されたことを国の設備認定（RPS 認定）等により当社が確認できた場合 | 40 円 00 銭 |
| | 上記以外の場合 | 24 円 00 銭 |

2 他自家発電設備等併設の場合

| | | |
|-------------------------|--|-----------|
| 受給電力量 1キロワット時 につき | 国から新エネルギー導入加速化支援対策費補助金を受給していないことおよび平成 23 年度中に当該太陽光発電設備が新たに設置されたことを国の設備認定（RPS 認定）等により当社が確認できた場合 | 32 円 00 銭 |
| | 上記以外の場合 | 20 円 00 銭 |

（注 1） 上記単価は、平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までに新たに余剰電力受給契約の申込みを受付け、原則として平成 24 年 6 月 30 日までに受給を開始した場合に適用いたします。

（注 2） 他自家発電設備等併設とは、太陽光発電設備以外の自家発電設備等（家庭用燃料電池、ガスエンジン、蓄電池等）を併設されている場合で、かつ、当該発電設備で発電された電気の当社系統への逆潮流は発生しないものの、当該発電設備の併設によって太陽光発電設備で発電された電気の当社系統への逆潮流が増加し得る場合をいいます。

（注 3） 40 円 00 銭または 32 円 00 銭の適用を希望される場合、国の設備認定等の手続きは、発電者に実施していただきます。

以 上